

議案第 51 号

橋本市行政手続条例の一部を改正する条例について

橋本市行政手続条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市行政手続条例の一部を改正する条例

橋本市行政手続条例(平成 18 年橋本市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
目次		目次
第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)		第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
第 2 章 申請に対する処分(第 5 条—第 11 条)		第 2 章 申請に対する処分(第 5 条—第 11 条)
第 3 章 不利益処分		第 3 章 不利益処分
第 1 節 通則(第 12 条—第 14 条)		第 1 節 通則(第 12 条—第 14 条)
第 2 節 聴聞(第 15 条—第 26 条)		第 2 節 聴聞(第 15 条—第 26 条)
第 3 節 弁明の機会の付与(第 27 条—第 29 条)		第 3 節 弁明の機会の付与(第 27 条—第 29 条)
第 4 章 行政指導(第 30 条—第 36 条)		第 4 章 行政指導(第 30 条—第 35 条)
第 4 章の 2 処分等の求め(第 37 条)		
第 5 章 届出(第 38 条)		第 5 章 届出(第 36 条)
第 6 章 補則(第 39 条)		第 6 章 補則(第 37 条)
附則		附則
(定義)		(定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略
(3) 処分 条例等(第 7 号、第 32 条及び第 33 条においては、法令)に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たする行為をいう。		(3) 処分 条例等(第 7 号及び第 32 条においては、法令)に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たする行為をいう。
(4) 略		(4) 略
(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。		(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア 略		ア 略
イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分		イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)～(8) 略 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(4) 略 (5) 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導 (6) 略 (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導 (8)～(11) 略 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。 第2章 申請に対する処分 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 略 イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ウ 略 (2) 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。	
ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)～(8) 略 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(4) 略 (5) 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導 (6) 略 (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導 (8)～(11) 略 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。 第2章 申請に対する処分 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 略 イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ウ 略 (2) 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。	

(1)～(4) 略 (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなつたとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当地の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 略 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 第22条 略 2 略 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当	(1)～(4) 略 (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなつたとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当地の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 略 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 第22条 略 2 略 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の
--	---

事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日」と読み替えるものとする。 (聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) 略 (行政指導の方式) 第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許可等をする権限又は許可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 い。 (1) 当該行政指導を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 い。 4 略 (複数の者を対象とする行政指導) 第34条 略 (行政指導の中止等の求め) 第35条 法令に違反する行為の訂正を求め行政指導(その根拠となる規定が法律又は和歌山県若しくは市の条例(以下「法律又は条例」という。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法	当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日」と読み替えるものとする。 (聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) 略 (行政指導の方式) 第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。 3 略 (複数の者を対象とする行政指導) 第34条 略
---	--

律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述の為の手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に該当しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(この章の解釈)

第36条 略

第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためになされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれていないものに限る。)がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(この章の解釈)

第35条 略

(6) その他参考となる事項	3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。
第5章 届出	第5章 届出
(届出)	(届出)
第38条 略	第36条 略
第6章 補則	第6章 補則
(委任)	(委任)
第39条 略	第37条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)第4条第2項中「第3項」を「第2項」に、「第4項」を「第3項」に改める。
(橋本市税条例の一部改正)
- 3 橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)第1条の2第2項中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改める。
(橋本市都市計画税条例の一部改正)
- 4 橋本市国民健康保険税条例(平成18年橋本市条例第73号)第1条の2第2項中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改める。
(橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)